



CONTENTS

- ◆ 原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する 下請事業者等に対する配慮について
- ◆ 熱中症と感染予防 夏のマスク着用 注意
- ◆ 雨の日の運転には注意
- ◆ 夏の交通安全県民運動 ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニング(Web講習)
- ◆ 安全宣言200days 参加事業所 募集 参加無料
- ◆ 三重県チャレンジ123 参加者募集 ◆トラック協会チャレンジ123参加費用の助成
- ◆ 中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ
- ◆ 全日本トラック協会 優秀運転者顕章 候補者の推薦をお願いします
- ◆ 令和4年度 各種助成事業 ◆ 低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業
- ◆ 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内
- ◆ 自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業
- ◆ 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 ◆ 運行管理者 基礎講習の日程追加しました
- ◆ 一般的な指導及び監督の実施マニュアル ◆ 不正改造車排除運動
- ◆ 健康状態に起因する事故 睡眠時無呼吸症候群が報告追加に
- ◆ 整備管理規程の内容が改正されました
- ◆ 「引越事業者優良認定制度」の説明会 ◆「引越事業者優良認定」の申請
- ◆ 引越講習(基本・管理者)日程 ◆ 軽油価格調査のお願い (5月購入分)
- ◆ 「高さ指定道路」「重さ指定道路」の追加要望について
- ◆ 2022年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団
- ◆ SDGs 三重県トラック協会の取り組み
- ◆ 「標準的な運賃」届出が すずんでいます <重要>
- ◆ 政策協議会の開催報告 ◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告
- ◆ 令和4年度 通常総会について
- ◆ 新入会員様のご紹介 ◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 別紙 | ・ 軽油購入価格5月分調査のお願い |
| 同封 | ・ グリーン経営取得をめざす講習会 受講生募集 |
| | ・ 運行管理者試験対策講座 開催案内 |
| | ・ 不正改造防止自主点検表 |
| | ・ 運行管理者基礎講習開催案内/予約申込み ヤマトスタッフサプライ |
| | ・ 夏の交通安全県民運動 |
| | ・ 安全運転へのご提案 自動車安全運転センター |
| | ・ 令和4年度各種助成事業一覧 |
| | ・ 整備管理者規程 保存版冊子 |
| | ・ 一般的な指導・監督の実施マニュアル 国土交通省 冊子 |

一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁

公益社団法人全日本トラック協会
一般社団法人三重県トラック協会

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般 国土交通大臣、経済産業大臣、公正取引委員会委員長名で標記について、周知要請がありました。適切な価格転嫁等についてご理解ご協力をお願い申し上げます。

(関係事業者団体代表者 殿)

令和 4年 4月28日

国土交通大臣
経済産業大臣
公正取引委員会委員長

(国総交第6号/国不建整第14号/20220425中第1号/公取企第55号)

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する 下請事業者等に対する配慮について (お願い)

現在、ウクライナ情勢による影響もあり、原油を始めとするエネルギー価格や、小麦などの食材を含めた原材料費が、昨年にも増して高騰し、その影響が長期化しております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数においては41年ぶりの上昇水準となります。

こうした状況下において、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことがますます重要となっています。

政府では令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という)に基づき、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という)の「買ったたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という)上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小企業の適切な価格転嫁に向けた取組を全力で進めているところです。

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関し、下請事業者等に対する配慮についてご理解いただくとともに、各企業におかれましては、経営者から営業・調達の担当役員様及び管理職様にもこの要請文を手交していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 公正取引委員会は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が、下請代金法上の「買ったたき」や独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)の改正や 独占禁止法Q & A の公表を行っています(参考2、3参照)。

また、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」においては、「原材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するもの」とされています。

これらを踏まえ、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定をお願いします。

特に直近で急激に価格が上昇している原材料等を使用して製品等を製造している下請事業者に対しては、当該原材料等の価格上昇分を取引価格に反映するため、通常の価格決定の時期を待たずに積極的に協議を行っていただくようお願いいたします。

2. 中小企業庁は、今年の3月に設定した「価格交渉促進月間」のフォローアップとして、中小企業15万社へのアンケート調査や、中小企業2千社への下請Gメンヒアリングを実施します（参考4、5参照）。

その結果は業種別に集計し、公表するとともに、当該調査結果を踏まえ、価格転嫁への取組状況が悪い個別事業者に対し、下請中小企業振興法第4条に基づく指導・助言を実施します（参考6、7参照）。

本件調査は、取引先との関係で日頃なかなか言い出せない実情を国にお伝えいただく貴重な機会であるため、GW明けにアンケート票が届いた中小企業におかれては、是非積極的に御回答をおねがいします。

3. 公正取引委員会は、「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施することとしており、令和4年2月、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、同年3月、発注者側・受注者側の両面の立場があることを整理し、サプライチェーンのつながりに基づき、緊急調査の中心となる対象業種として22の業種の選定を行いました（参考8参照）。

また、サプライチェーン・バリューチェーンのつながりを踏まえ、22の業種以外でも、川上・川下の関連業種について必要な範囲で調査を行うこととしています。今後、速やかに10万社程度の書面調査を開始し、その結果を踏まえ、転嫁拒否が疑われる事案について立入調査を実施するとともに、具体的な懸念事項を明示した文書を送付していきます。関係事業者におかれては、積極的な調査協力をお願いします。

4. 中小企業庁では、昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」（参考9参照）を設置しています。

また、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「下請かけこみ寺」（参考10参照）を全国48カ所に設置し、各種の相談対応を行っています。

さらに、公正取引委員会では、「買ったたき」を含む下請法の解釈に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、フリーダイヤル（0120-060-110）で相談対応を行うとともに、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（参考11参照）を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っています。

公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しつつ、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法及び下請代金法違反行為に対して厳正に対処していくこととしています。

5. 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っている親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」（参考12参照）を通じて、広範囲に情報を受け付けているため、積極的な情報提供をお願いします。

6. 公正取引委員会及び中小企業庁は、令和3年度末までに把握した情報に基づき、令和4年6月までに、業種別の下請代金法の遵守状況等についての報告書を取りまとめ、公表することとしています。

法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会及び中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守の自主点検を行うよう要請を行うこととしています。

また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種に

ついて、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行うこととしています。

7. 新型コロナウイルス感染症の発生以降、部品等について世界的な供給不足が発生する中、過度な買い占めや、それに伴う受発注拒否等が懸念されるところ、取引先との間で、在庫の状況や、将来的な生産・調達見通し等について十分に情報共有を行う等により、サプライチェーン全体で生産活動が円滑に行われるよう取り組んでいただくようお願いいたします。
8. 部品等の供給が遅延していることに伴い、納期が長期化せざるを得ない取引においては、納品後の一括払い以外にも、工程や段階に応じた支払いとするなど、下請事業者の資金繰りにも特段の配慮をお願いします。

〔参考1：「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日）〕

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

〔参考2：「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）の改正に関するプレスリリース（令和4年1月26日）〕

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

〔参考3：独占禁止法Q&Aに関するプレスリリース（令和4年2月16日）〕

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_Yuuetu_tekitiiranyoumizenboushitaisakuchousashituNo.html

〔参考4：「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）〕

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.html>

〔参考5：昨年9月の「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果について〕

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006-1.pdf>

〔参考6：下請中小企業振興法（抜粋）〕

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

〔参考7：振興基準（抜粋）〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 1) 対価の決定の方法の改善 (1)取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

〔参考8：独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定に関するプレスリリース（令和4年3月30日）〕

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_02.html

〔参考9：「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置に関するプレスリリース（令和4年2月25日）〕

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220225002/20220225002.html>

〔参考10：下請かけこみ寺〕 https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/kakekomi_chirashi_R3.pdf

〔参考11：令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプランに関するプレスリリース（令和4年3月30日）〕

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html

〔参考12：違反行為情報提供フォーム〕

公正取引委員会 <https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

◆ 熱中症と感染予防

夏のマスク着用 注意

暑い中でのマスク着用で...

体内に熱がこもりやすくなる

喉の渴きを感じづらくなる

熱中症予防策

例年以上の水分補給を

涼しいうちに運動し、発汗の「練習」

熱中症予防とコロナ感染防止

新しい生活様式

- ◎人と人の距離の確保
- ◎マスクの着用
- ◎手洗い実施や3密（密集・密接・密閉）を避ける

マスク着用により、熱中症のリスクが高まります。熱中症を防ぐためにウイルス感染対策をし、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合はマスクをはずすようにしましょう。

令和4年5月23日 政府基本的対処方針が変更されマスク着用の考え方が示されました

マスク着用時は皮膚からの熱が逃げにくくなり気が付かないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなります。喉が渴いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。

また、熱中症の症状とコロナ感染の症状は似ていると言われています。「コロナウイルス感染症では？」と早期に疑える事につなげるためにも、熱中症になる環境・生活を避けましょう

脱水は免疫低下にもつながり、ウイルス感染のリスクも上げます
脱水症は免疫機能を落とします



【I度】（重症度…小）

- めまい・立ちくらみ・生あくび
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- こむらがり
- 大量の発汗

【II度】（重症度…中）

- 頭痛・気分の不快
- 嘔吐・倦怠感・虚脱感
- 集中力や判断力の低下

【III度】（重症度…大）

- 意識障害・痙攣・手足がマヒ
- 呼びかけに反応がおかしい
- ガクガクと引きつけ
- 真っ直ぐに歩けない
- 体が熱い「熱射病」

各段階での対処法

【I度】（重症度…小）

- 涼しい風通しの良い場所に移す
- 安静にしてカラダを冷やす
- 水分、塩分、糖分補給

【II度】（重症度…中）

- 医療機関での診療が必要
- I度の対応継続
- 体温管理

【III度】（重症度…大）

- 救急車を呼ぶ
- 体温管理・体内冷却
- 呼吸・循環管理

運送業に携わる方の熱中症リスク

建設業・製造業に次いで高くなっています。個人で作業管理をせざるをえないことが多く、休憩も計画的に取りにくいと思われます。

脱水症の自覚症状がなくとも定期的に水分補給を！！

熱中症の応急措置

- ・経口補水液またはスポーツドリンクを飲む（味噌汁や梅干しの塩分も効果的）
- ・霧吹きで全身に水を浴びせ、気化熱によって冷やす
- ・冷たい缶ジュースや水まくらを脇の下、股などに当て冷やす
- ・木陰や、クーラーの効いた涼しい場所で休む
- ・衣服を緩める

水分・塩分補給に このような商品も



日本薬剤「エプリサポート ドリンクゼリー」
 大塚製薬「経口補水液 OS-1」
 「カバヤ 塩分チャージ タブレッツ」 等

こまめな水分補給を！！

マスクを外す時は 3密（密閉・密集・密接）を避けて下さい。



◆ 雨の日の運転には注意

梅雨期及び台風期における防災体勢の強化をお願いします

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、ほぼ毎年のように大規模風水害が発生しており、昨年も、7月1日からの大雨により発生した静岡県熱海市の土石流災害を始め、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生し、多数の犠牲者がでました。

このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災体勢の一層の強化を図られるようお願い申し上げます。

雨天時の安全運転術

降り始めこそ油断しない

雨の降り始めは路面が非常に滑りやすいため、慎重に運転しましょう。

昼間でもライト点灯

物が見えにくくなったら、他の車や歩行者からも確認してもらえるように、昼間でもライトを点灯しましょう。

歩行者心理を読む

急な雨のため、左右の安全を確認せずに横断する歩行者がいます。
歩行者の動きをチェック！

雨の強さ	1時間雨量 (mm)	屋外の様子	車に乗っていて	人への影響
やや強い雨	10以上 20未満	地面一面に水たまりができる。	—	地面からの跳ね返りで足元が濡れる。
強い雨	20以上 30未満		ワイパーを速くしても見づらい。	
激しい雨	30以上 50未満	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）。	傘をさしていても濡れる。
非常に激しい雨	50以上 80未満	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険である。	傘は全く役に立たなくなる。
猛烈な雨	80以上			

豪雨時、アンダーパスは通行しない

冠水したアンダーパスや地下トンネルでは、車が浸水して立ち往生する危険があります。

短時間強雨のおそれがあるときは運転は控える

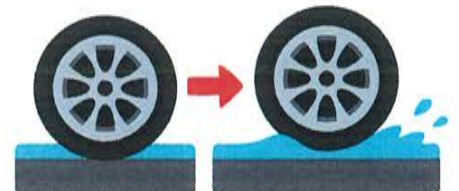
上記の表は、気象庁のホームページに掲載されている「雨の強さと降り方」から抜粋したものです。1時間に50ミリ以上の降雨量となる、いわゆる短時間強雨のときは「車の運転は危険」とされています。

天気予報などで気象情報をチェックし、短時間強雨のおそれがあるときは、不要不急の運転はできるだけ控えるようにしましょう。 ※気象庁のホームページ「雨の強さと降り方」より抜粋

注意！！ ハイドロブレーニング現象

雨中を走行すると、車がスキーのように滑走するハイドロブレーニング現象が発生する恐れがあります。この現象が発生すると、ハンドルやブレーキがまったく利かずに非常に危険です。

すり減ったタイヤ、空気圧が低いタイヤで発生しやすくなります。タイヤの溝をチェックし、空気圧を適正にして、スピードを抑えて走行しましょう。



◆ 夏の交通安全県民運動

夏はレジャー等による交通の流れ・量とも変化することに加え、開放感や暑さからの疲労により交通事故が多く発生します。

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ交通事故の防止を徹底して下さい。

期間 **7月11**日(月)～**20**日(水)

三重県交通安全県民運動 スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重
～気持ち良い 運転マナーの ^{うま} 美し国～

重点項目

- ①高齢者と子どもの交通事故防止
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

< チラシ >を
同封しました

◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニングで(Web講習)できます

トラック協会では、数ヶ月ごとに初任運転者特別講習(2日間講習)を実施しておりますが、それに加え、Eラーニングでも初任運転者教育が利用いただけます。

開催日程をお待ちいただくことなく、会員事業所のパソコン等からWebで受講いただくことができます。

◇ お申込みは、FAXで承ります。

概要及び申込書は [HPトップ画面](#) からダウンロード → お申込みFAX **059-225-2095**

◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

会員様 **受講無料** です

トラックドライバー教育の
クラウド型eラーニング/グッドラーニング!

毎時随時受講 自動作成
国交省指定 安全教育対応
どこでも受講 PC・スマホ対応
リーフコールド料金体系

12項目+危険予測講座+実力テスト 合計約12時間のEラーニングです。

なお、実際に車両を用いて行う指導は含まれていないため、「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、15時間の指導時間として下さい。(指導記録も残して下さい)

◇申込み ①受講は予約制です。受講開始日を予約いただき、開始日を含め5日以内に全カリキュラム約12時間の学習を修了して下さい。 修了しますと、おって指導記録簿が発行されます。

②ご予約の際、会社名・氏名・メールアドレス等を頂戴します。

<p>トラックドライバー様 安全教育システム 「グッドラーニング！」 Learning & Management System for SAFE DRIVING!</p>	<p>理解度バツグン！ 目と耳で学ぶ「体験型」 Eラーニング</p> <p>【イラストと音声で分かるEラーニング】 トレーラーの特性に合わせた演習 運転時の学習特性 デジタル教材の活用 飲酒運転防止のためのデジタル教材の活用(※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★パソコン、タブレット、スマホで個別受講、大人数での集合研修不要 ★24時間いつでもどこでも何度でも受講できる ★国交省の指導指針に準拠した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル ★動画やイラスト、音声解説で分かりやすい ★講座はすべてオンライン配信、研修管理の作業は不要 ★理解度チェックテストで効果測定後、適格なフォローが可能
---	---	--

<参考>

初任運転者に対する国交省
指導監督指針(合計35時間)

- ①一般的な指導及び監督内容を15時間以上実施する。
- ②安全な運転方法を実際に運転させ20時間以上添乗指導する。

安全宣言を行っていただき 事故・違反^{ゼロ}に積極的に取り組んで頂く事業所を募集します
事業所単位で 200日のロングラン
多くの事業所のご参加をお待ちしています

安全宣言事業所

200days 安全宣言ラリー / チャレンジ123

+Plus 77

とりくみ **7/1** から 200日 無事故・無違反を続けてください

- ・7/1~10/31=123日にチャレンジ
- ・11/1~1/16=77日追加チャレンジ 合計200日

- ①事業所単位で 安全宣言の署名を行っていただきます。
- ②事故・違反の有無についてカレンダーに記録を残してください。

参加申込み 締切 **6/30**(木) トラック協会に必着



Safety Drive

申込み受付中

- ・「安全宣言参加」のエントリーカレンダーは、協会ホームページからダウンロード可能です。または、お電話でご請求ください。TEL 059-227-6767
- ・参加者署名をお願いします。カレンダー下半分をトラック協会へお送りください。(会社名と参加者の署名部分)

FAX 059-225-2095

- ・事業所単位でのチーム制です。1枚1チームです。参加人数制限はありません。枚数が不足の場合は、コピーご利用下さい。ドライバー全員参加を前提にお願いします。また、社員様の人数に応じ12名未満もOKです。
- ・「無事故・無違反200日」達成で、表彰状を贈呈します。(表彰単位はエントリーカレンダーのチームごとです)

エントリー 特典

6/30 までに 同封のカレンダーで署名
エントリーいただいた皆様に
抽選で 参加プレゼント!

(縦60cm×横120cm)

A:2000名様

トラック
バスタオル
+
おしぼり石鹸
(5枚セット)



B:2000名様

トラック
BOXティッシュ
+
トラックボールペン



無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- ・事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なしで記録します。
- ・違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。

その他

- ・三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組み会社名を掲載します。
- ・【安全宣言200days】と【チャレンジ123】の申込みはそれぞれ別個に行ってください。
- ・なお「チャレンジ123」を「安全宣言200days」参加の条件とはしておりません。(任意です)
- ・両方取組む場合に わかりやすいようスタートから123日間の日程をあわせています。
- ・「チャレンジ123」は、別途の参加申込みが必要です。こちらも 6/30 締切です。

参加多数で抽選にもれた場合はご容赦ください。
当選のご連絡は 7月上旬の予定です。

◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について

三重県では、交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」を実施しています。

「安全宣言事業所 200days 安全宣言ラリー」とともに参加をおすすめします。詳細案内と参加申込み用紙は5月発送に同封しました。チームを作ってご参加下さい。



募集期間 2022年 5月 1日(日) ~ 6月30日(木)

チャレンジ期間 2022年 7月 1日(金) ~ 10月31日(月)

参加申込み 〒514-8570 津市広明町13
三重県環境生活部くらし・交通安全課内
チャレンジ実行委員会事務局

お問合せ TEL 059-224-2410
FAX 059-228-4907

- ①参加申込書に必要事項を記入
 - ②参加料金を郵便局にて振り込み（6月30日までに）
現金支払いは110円手数料がかかります
（カード・通帳でお支払いの場合はかかりません）
 - ③参加申込書と振替払込請求書兼受領証を実行委員会事務局に送付して下さい（6月30日消印有効）
- ※ 申込用紙には必ず申込者本人の押印をお願いします（サイン不可）

3名で1チームとなります。
注：同一人物が複数チームに参加はできません。

- ・ 申込用紙のチーム代表者名は統一せず、各チームごとの代表者名をお書きください
- ・ 全員に参加記念品の贈呈があります。
- ・ 達成チームは抽選会の対象となり、当選チームには賞品が贈られます

※ チャレンジの参加と 下記の助成金申請は 申込み先が違います。お気を付けてください

◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について

トラック協会では、上記の三重県主催 2022年度「無事故・無違反チャレンジ123」に賛同し、参加費用の一部を助成します。

助成申請書(ブルー紙)は5月の発送に同封しました
★ 三重県へ参加申込み後に、トラ協に助成金申請をしてください ★



トラック協会への

助成金申請

- ①助成申請書（ブルー紙）に、必要事項を記入
- ②「チャレンジ123」の参加費用の振込票（写）を貼付
- ③トラック協会に郵送してください。

助成金申請 締め切り 2022年 7月15日(金)

- ◆ 参加費用 3,000円の半額（1,500円）を助成します。
 - ◆ さらに助成申請した達成チームには、トラック協会から表彰状と記念品を贈呈します。
- ※ 助成金に申込みする参加チームは、会員事業所の三重県内で運送事業に従事している方が対象です。



助成金の申請書は トラック協会 に ご郵送ください。
〒514-8515 津市桜橋三丁目53-11 三重県トラック協会 総務部

◆ 中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ

中部運輸局三重運輸支局の 令和4年度の優良事業所等表彰を募集します

下記の基準等に該当する会員様はご連絡をお待ちしています

6月30日(木)までに (TEL 059-227-6767)
 お願いします

＜必要書類(様式1~4)をFAXさせていただきます＞
 記入後書類の提出期限は令和4年7月11日(月)

■ 支局表彰規則 抜粋 (トラック関係) ■

(表彰の事由等) ※ 一、二、のいずれかに該当すること。

一. 安全及び防災対策への貢献

イ **別表第1** に定める所定期間内において事故が皆無の事業者等。

「事故」とは次の事故で、当該事業者の責任に帰すべきものです。

運輸支局管内に使用の本拠を有するすべての事業用自動車に係る事故で、自動車事故報告規則第2条に該当するもの及び無免許(無資格を含む)運転による事故、飲酒運転による事故、事故の被害が大きく社会的道義的責任を有すると認められる事故、反復継続して発生した責任事故又は社会的責任が大であると認められる事故

二. 環境対策への貢献

イ 国の指定する低公害車を **別表第3** の基準以上導入している。

ロ 排ガス対策への積極的な取り組みを行っている。

ハ 資源の消費抑制・循環利用などにより環境への負荷の軽減に努め、大気汚染や騒音などによる地球環境対策への取り組み・支援等を積極的に行っていること。

(表彰の推薦) 表彰の推薦は、関係団体が行う。

- ① 事業等概要書(*様式3) ②無事故等報告書(*様式4) ③その他参考となる資料

■ 協会推薦基準等 ■

協会からの支局優良事業者等の表彰規則による表彰推薦は、次の各基準に該当する会員事業者に対して行うこととし、会員事業者は「願出書」(*様式1)により関係書類を添え提出する。

- (1) 支局表彰規則に定める諸要件等に該当すること。
 (2) 事業開始後3年を経過しており、その間、正常に協会加入していること。
 (3) 次のいずれかに該当すること。

① 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全日本トラック協会」が行う安全性優良事業所(Gマーク)に認定されている。(*本営業所又は統括管理拠点事業所において取得しており、推薦の時期において有効であること。)

② 左記①以外の事業者は、三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施した「巡回指導」において評価分類がA、B又はCである。(*Gマーク認定期間中であっても、巡回指導

があった場合は、その指導結果による。)

かつ、関係法令に基づく認可申請、届出、報告等が適正に行われており、社会保険等の手続き、加入等が適正に行われていること。(*様式2の誓約書による)

(4) 過去1年以内に、支局表彰規則に定める運転事故等を惹起していないこと、かつ、事業に関して運輸支局長若しくは、運輸局長の警告、事業用施設の使用停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は、整備管理者の解任命令を受けていないこと。

(推薦の可否決定) 協会推薦が出来ない場合は、願出事業者に対し該当基準を明らかにして通知します。
 (表彰の時期) 表彰は、原則として毎年10月に行われます。

別表第1(自動車運送事業)

使用車両数	業種別	所定期間
		貨物自動車運送事業
10両まで		3年
11両~30両		3年
31両~50両		2年
51両~100両		2年
101両~300両		1年
301両以上		6月

備考

- 1 当該事業種別ごとの使用車両の数とする。
 2 期間中使用車両の数に変更があった場合は、期間満了日の使用車両の数に該当する期間とする。

別表第3(低公害車)

貨物自動車運送事業	・保有車両が99両以下の事業者にあつては2両以上 ・100両以上事業者にあつては保有車両数の3%以上
-----------	---

備考

端数は小数点第1位を四捨五入して得た両数とする

◆ 全日本トラック協会 優秀運転者顕章 候補者の推薦をお願いします

全日本トラック協会では、安全運転を心がける優秀な運転者に顕章を贈り表彰しています。各社の無事故・無違反のドライバー様が多く受章していただき、社会的な地位向上につながればと願っています。つきましては、下記の選考基準に該当するドライバー様をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、この顕章に推薦頂きますと、今後行われるトラック協会や国土交通省関係の表彰の推薦対象候補者としてデータベースに登録させていただきます。

全日本トラック協会優秀運転者顕章規程

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者が、無事故の誇りをもち他の模範となつていただくとともに、交通道德の高揚と安全意識の向上により社会的に寄与することを目的としています。

＜選考基準＞ 1. 現在、三重県内の事業所の運転者で、運転者であった期間を通算し次の各号に定める期間 無事故・無違反 であること。

★ 無事故・無違反の期間 ★ (令和4年5月末日より遡って計算してください。)

金十字章 満20年以上 (ただし、トラック運送事業の運転者として15年以上とする)
※ 無事故・無違反開始年月日 平成14年6月1日以前

銀十字章 満10年以上 (ただし、トラック運送事業の運転者として7年以上とする)
※ 無事故・無違反開始年月日 平成14年6月2日から

2. 次の要件以外とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とします。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者



候補者を推薦される方へ

銅十字章は平成28年度より廃止となりました。

- ◆ 候補者1名に対し、年1回・章1種類のみのおすすめとなります。
- ◆ 過去に受章された方は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。
- ◆ すでに受章した章がある方は、章の種類と受章年度を備考欄にご記入ください。
- ◆ 記入していただく日付は正確にご記入ください。
- ◆ 自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。
- ◆ 書類提出後、違反や事故をおこした場合には、直ちに当協会総務部まで連絡願います。

推薦書にご記入いただき
ご推薦ください。

(記入例)

※入社年月日(勤続年数)は、今後の表彰のポイントになります。正確な年月日でご記入ください。

氏名 生年月日	入社年月日(勤続年数) 年数	章の 種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号(12桁)	備考
三重太郎 昭34年1月1日生	自 平成9年4月1日 25年 至 令和4年5月末日	金	自 昭(平)6年4月1日 28年 至 令和4年5月末日	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	

【記入の際の注意点】

無事故・無違反期間と年数はSD証明書の日付を参考に
ご記入ください。 証明書の添付は必要ありません。

過去に受賞済みかどうかご不明の場合はお問い合わせください。

TEL 059-227-6767

提出先 〒514-8515 津市桜橋3丁目53-11

三重県トラック協会 総務部 吉田

提出締切 令和4年 7月29日(金) 必着 お願い致します。

無事故・無違反 開始年月日 無事故・無違反期間

無事故無違反の証

氏名 様 〇〇年

あなたは 年 月 日 から
令和 年 月 日 現在まで
無事故無違反であることを証明します
令和 年 月 日

SJD 自動車安全運転センター
URL https://www.jsdc.or.jp

優秀運転者顕章候補者推薦書

※氏名の欄は表彰状作成時に参照しますので楷書で正確に記入してください。

※年月日、免許証番号は正確にご記入ください。

事業所名

表彰担当者

TEL

ふりがな	氏名	生年月日	入社年月日 (勤続年数)	章の種類 どちらかに ○	無事故・無違反期間 年数 (今年度取得の無違反証明日)	運転免許証番号 (12桁)	備考
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	
			自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	金 銀	自 昭・平 年 月 日 至 令和4年 5月 末日	第 号	

(三重県トラック協会推薦用)

章の種類・・・無事故・無違反開始年月日

○金章・・・平成14年6月1日以前から現在まで

○銀章・・・平成14年6月2日～平成24年6月1日までの間～現在まで

◆ 令和4年度各種助成事業について

トラック協会／国土交通省関係の助成事業をご案内します

- ①三重県トラック協会の助成事業 別冊 令和4年度各種助成事業一覧をご覧ください。
- ②全日本トラック協会(単独)の助成事業 P14 ~ P15 をご覧ください。
- ③環境省・国交省連携補助事業 P13 をご覧ください。

環境省・国交省連携 環境優良車普及機構(LEVO)補助事業

◆ 低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

- (1) 中小トラック運送業者に対し、燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入補助金があります。
- (2) 補助対象の低炭素型ディーゼルトラックとは、排出ガス規制識別記号が以下の新車新規登録車を指します。
「2PG」「2RG」「2TG」(令和4年4月1日時点)
但し、車両区分によって対象となる排出ガス規制識別記号が異なるので注意願います。

車両区分 (※GVW:車両総重量)	排出ガス基準		2015年度燃費基準			
			達成~	+5%以上 ~10%未満	+10%以上 ~15%未満	+15%以上
小型車 GVW3.5t超 ~7.5t 	平成28年	適合	-	2PG ×	2RG	2TG
中型車 GVW7.5t超 ~12t 	平成28年	適合	2KG ×	2PG ×	2RG	2TG
大型車 GVW 12t超 	平成28年	適合	2KG ×	2PG	2RG	2TG

詳しい内容等につきましては下記URLにてご確認頂るか、トラック協会のHPにも案内しております。
新車の購入、廃車の有無、その他条件等自動車販売店にて事前にご相談下さい。

低炭素型ディーゼルトラックの導入補助金額

車両区分	金額	廃車	
	2015年度燃費基準比	有	無
大型	+10%以上	75万円	50万円
	+5%以上 ~10%未満	50万円	37.5万円
中型		42万円	28万円
小型		15万円	10万円

◇LEVOでは運送事業者向けに以下の補助事業も行っています。LEVOのHP等でご確認下さい。

- ・CNG車・ハイブリッド車の導入を補助する
「環境対応車導入事業」
- ・クラウド型デジタコ等の動態管理システム導入補助を行う
「デジタコ等の導入支援リース事業」

↓低炭素型ディーゼルトラックの導入補助

http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r4_index.html



◆ 令和4年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内

全日本トラック協会では事業規模が1億円以上の大規模投資を行う際や、三重県トラック協会の融資制度で限度額を超えて車両の導入を行う際に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。

融資対象物 **令和4年4月1日～令和5年3月31日** までに実施するもの

補完融資	<p>投資金額が1億円以上の下記資金</p> <p>①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金</p> <p style="margin-left: 20px;">a 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入資金</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設備の「補修・改修」資金</p> <p>② 人材確保及び生産性向上のための設備</p> <p style="margin-left: 20px;">a 福利厚生施設の整備資金</p> <p style="margin-left: 20px;">b 荷役機器購入資金 ※車両購入及び改造は除く</p>
燃料費対策融資	<p>三重県トラック協会の限度額3千万円を使用（申込）済みの会員</p> <p>①ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両 車両識別記号がT, S, Q、2等から始まる車で2桁目がC,D以外の車両 ※融資対象となるのは車両代（税込）です。登録諸費用等は対象外です。</p> <p>②自家用燃料供給施設整備に必要な資金</p>

融資条件等

種類	補完融資	燃料費対策融資
予算	30億円	40億円
融資利率	1.1% (R4. 5. 24現在)	
利子補給率	0.3%	
実質金利	0.8% (R4.5.24 現在)	
償還期間	10年以内	5年以内
公募期間	6月13日（月）から 11月30日（水）まで	7月1日（金）から 9月30日（金）まで
限度額	投資額の30%以内(上限5億円) ただし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	2千万円

必要書類

下記申込書類を **三重県トラック協会** へご提出下さい。

- ①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

【添付書類】

*【設備等の内容が分かる書類】

【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書

【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書

【その他・車両等】注文書又は見積書

*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。



お問い合わせ先: 三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆ 令和4年度 自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

- 【助成対象】 会員事業者・協同組合が①軽油タンクの新設 ②増設・増設を伴う代替を行い
**令和4年4月1日～令和5年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より
 危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払を完了するもの**
 ただし、交付申請は1施設・1基1回限り（新設か増設のどちらかのみ）
 また、過去（H20～26年度及び28～令和3年度）に同事業による助成金を受けた会員と
 協同組合・連合会は対象外となります

	①新設	② 増設 増設を伴う代替
助成金額	100万	30万
危険物取扱所設置許可書	設置許可書	変更許可書
注意	貯蔵する油種のうち軽油 が1/2以上であること	軽油の貯蔵量が増設前 と比べて増加すること

【申請期間】 令和4年8月1日(月)～令和4年10月31日(月) ※予算に達し次第終了となります

【申請の流れ】

市町村より設置許可交付 → 工事施工契約 → **助成金申請** → 全ト協から交付決定通知 →
 市町村より完成検査済証交付 → **実績報告提出** → 助成金交付

【申請書類】（提出部数1部） ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

助成金 申請時	①（様式1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書 ※協同組合は（様式3） ②施設工事契約書（写）または注文書・注文請書（写）または割賦販売契約書（写） ③危険物取扱所の設置（または変更）許可申請書（写）及び設置（または変更）許可書（写） ④（様式4）大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書
実績 報告時	①（様式6-1）自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書 ※協同組合は（様式6-3） ②施設整備に伴う図面（全体の概要図・平面図・立面図・所在地の記載を含む周辺地図） ③工事費用請求書及び明細書（写） 平面図はタンク容量・油種が記載してあること ④対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証・賦払金支払明細表(写)など） ⑤危険物取扱所の完成検査済証（写） ⑥工事施工前・施工中・完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できる写真）

申請用紙については、下記ホームページからダウンロードしてください

【提出先】 会員は三ト協へ提出（一社）三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
組合は直接全ト協へ提出（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

全ト協 令和4年度 軽油供給施設 → 検索

https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokyushisetsu21.html

◆ 2022年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 について

1. 申請案内、申請書類の入手方法

①三重県トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)でお渡しします。

②郵送ご希望の場合はご連絡下さい

③インターネットによる申請案内頒布 ⇒ 全日本トラック協会HPよりダウンロード出来ます
申請書類 ⇒ 上記HPにて申請書作成システムによる作成が可能です

2. 申請受付期間

7月1日(金)～14日(木) ※土日を除く 9:00～17:00

3. 申請受付(提出先)

① **郵送の場合** 簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
7/1～7/12の必着です。期間前及び以降の受付はできません。

※郵送での申請提出の場合は、申請書式の過不足は確認しますが、申請内容の確認、また書類の返送は対応できません。記載間違いのないよう十分ご確認をお願いします。

郵送先 〒514-8515 津市桜橋三丁目53-11 三重県トラック協会 適正化事業部

② **持参の場合** **トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)にて受付します。**

※申請内容の確認をご希望の場合は、従来通り持参での提出をお願いします。

北部輸送SCでも受付します(受付期間は7/1～7/12 郵送の場合と同じです)

※申請内容のご相談は受付期間までにお済ませ下さい。

※例年申請期間は大変混雑します。期間後半ほど混雑する傾向ですので、お早めのご提出をお願い致します。

4. その他

①「安全性に対する取組の積極性」について、コロナウイルス感染拡大により会議・研修の中止で、実施できなかった取組に対して、去年から特例措置が設けられています。詳しくは全日本トラック協会のホームページまたはトラック協会までお問合せ下さい。

② 申請案内の説明動画をYouTubeで配信しています。

いずれも全日本トラック協会ホームページをご確認下さい。

検索 全日本トラック協会 安全性評価事業

事前の書類確認ご対応致します。ご不明な点ございましたらご連絡ください。
三重県トラック協会 適正化事業部 Tel.059-227-6767

◆ 運行管理者 基礎講習の日程を新たに追加しました

運行管理者 基礎講習の日程を新たに追加しました。

【基礎講習】 **7月6日(水)～7月8日(金) 10:00～16:30** 於)三重県トラック会館3階
※受付は9:30より、3階「大集会室」でいたします。なお、申込み状況によって「階」が変更になる場合があります。

【申込方法】 同封の「受講予約申込書」から「ヤマトスタッフサプライ」宛てに「FAX」にてお申し込みください。

【申込先】 **ヤマト・スタッフ・サプライ(株)**
TEL:052-228-9770 FAX:052-228-9780

◆ 一般的な指導及び監督の実施マニュアル

一般的な指導及び監督の実施マニュアルが、令和4年3月に改訂されました。

冊子を同封しておりますので、自社の指導教育を実施する場合にご使用ください。



◆ 不正改造車排除運動

国土交通省は 毎年この時期を不正改造車排除強化月間としています。過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱す要因の一つとなっています。トラック運送業界として、トラックを対象を絞り不正改造車を排除する運動を展開しております

会員各社におかれましては、別紙の**不正改造防止自主点検票**を活用し、現在の状況を確認していただきますようお願いいたします。点検結果の報告は必要ありませんが、定期的に確認されることをお奨めします。

期 間

6月 1日(水) ~ 6月 30日(木)

重点排除項目

- ・タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ・基準不適合のマフラー装着(切断・取り出し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等)
- ・速度抑制装置の取外し、解除又は改造、変更
- ・前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに義務灯火器の取外し
- ・大型後部反射器の取外し

基本排除項目

- ①直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- ②土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパの取外し・切断
- ③基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- ④シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- ⑤前面ガラスへの装飾板の装着
- ⑥不正な二次架装

◆ 健康状態に起因する事故 睡眠時無呼吸症候群が報告追加に

「自動車事故報告書の取扱要領」の一部改正(令和4年4月1日施行)

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事故(脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故【速報事故】)に加え、「睡眠時無呼吸症候群が疑われる 居眠り運転、漫然運転」を伴う事故が発生した場合、「自動車事故報告」に疾病名を明記し報告しなければならなくなりました。

◆ 整備管理規程の内容が改正されました

整備管理規定について、下記の内容を 改正または追記することが
国土交通省より示されましたのでお知らせします。

**内容を更新した新しい整備管理規程を同封しています。
社名を押印いただき、御社の新しい整備管理規程として
使用いただけます。 ご利用・保存をお願いします。**

○令和2年4月1日施行の車両法改正に伴い「分解整備」から「特定整備」へ改正

自動車整備制度は、エンジンやブレーキなど取り外して行う「分解整備」から電子制御装置整備に拡大するとともに、「自動車運行装置」を追加したことから名称を「特定整備」に改めた。

(特定整備)への改正

第〇〇条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者による作業を依頼するものとする。

○令和3年1月26日付の輸送安全規則の解釈及び運用についての改正

大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、摩耗した冬用タイヤの雪道での使用を抑止する。

(冬用タイヤの点検整備)の追記

第〇〇条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ制作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

○車輪脱落事故防止対策に関する事項の追記

(※車両総重量8トン以上又は乗務定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る)
大型車の車輪脱落事故については、令和2年度の事故発生件数は平成11年度からの統計上最多の131件と危機的な状況となっている。

(大型車の車輪脱落事故防止措置)の追記

- 第〇〇条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。
- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
 - 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及び タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
 - 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記入するものとする。
 - 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

◆「引越事業者優良認定制度」の説明会について

全日本トラック協会で行われる説明会を **YouTube配信** でご覧いただけます。
公益社団法人全日本トラック協会が、安全・安心な引越サービスを提供する事業者を対象に 引越優良事業者として認定する制度の説明会です。

「引越事業者優良認定制度」説明会

YouTubeで配信 (6/13予定)

内容 (1)引越事業者優良認定制度の概要
(2)引越事業者優良認定制度の申請方法

詳細は「全日本トラック協会」のHPをご確認ください。

全ト協HP：<http://www.jta.or.jp/index.html>

トップページから → 引越事業者優良認定制度 → 認定申請を行う皆様へ

全ト協会員専用ページのパスワード 6/14まで 3222

6/15から7/14まで 1407



引越安心マーク

◆「引越事業者優良認定」の申請について

今年度の「引越事業者優良認定」申請受付は、下記にて行われますのでご案内します。

- ①「安全・安心な事業者の見える化」
- ②「コンプライアンスの向上」
- ③「引越における苦情やトラブルの防止」

上記①②③を目的に、認定事業者には優良事業者の証として「**引越安心マーク**」が交付されます。

◆申請書類の頒布（ネットでダウンロード）

令和4年6月1日(水)～8月2日(火)

申請書類を 全日本トラック協会 のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)
※更新事業者には直接郵送されます。

◆申請期間（郵送受付）

当日消印有効

令和4年7月20日(水)～8月2日(火)

＜申請書送付先 及び 申請書作成相談窓口＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5

公益社団法人 全日本トラック協会
引越事業者優良認定制度 申請受付 係

TEL 03-3354-1038 FAX 03-3354-1019

電話受付時間 9:30～12:00/13:00～17:00

メール：hikkoshi-ansin@jta.or.jp



三重県トラック協会ホームページ
上記バナーからも全ト協にリンクします。

◆ 2022年度 引越講習(基本・管理者) 日程

2022年度の引越講習は下記日程で開催予定です。

受講のお申込は 先月同封の「開催のご案内」にてお願い致します。

「引越 基本講習」

日時 **9月21日(水)** 10:00～16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

「引越 管理者講習」

日時 **9月22日(木)** 10:00～16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

新型コロナウイルス感染のリスク低減のため、ご出席にはマスクを持参及び着用ください。
発熱や咳等、風邪の症状がある方、又は体調に御不安のある方は、参加を御遠慮ください。
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止・延期の可能性がございます。

◆ 軽油価格調査のお願い (5月購入分)

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の調査用紙＜5月購入分の軽油価格＞にご記入いただき**6月20日(月)**までに
FAXにて返信いただきますようお願いいたします。

皆様から返信いただいた価格を集計し 7月上旬の郵便物で結果をご案内します。

◆「高さ指定道路」「重さ指定道路」の追加要望について

「高さ指定道路」 一般道を通行する車両の高さ限度は3.8mまでですが「高さ指定道路」は高さ4.1mまで通行可能です。

トラック協会は「背高国際海上コンテナ」等の輸送ルートで、道路の保全および交通の危険防止などに支障がない道路であれば、新たに「高さ指定道路」として追加することについて、警察庁、国土交通省へ要望を行っています。

①背高国際海上コンテナ車

②貨物積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物輸送車

①②の車両が 継続し 反復して 走行しているルートにおいて「高さ指定道路」追加の要望区間がございましたら 全日本トラック協会のホームページで内容を

ご確認いただき、三重県トラック協会へメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

◇高さ指定、団体別とりまとめ種別
背高国際海上コンテナの輸送
……(公社)全日本トラック協会
車両の陸送(キャリアカー等)
……(一社)日本陸送協会
貨物鉄道等の輸送
……日本貨物鉄道(株)
プレハブ住宅の部材等の輸送
……(一社)住宅生産団体連合会

「重さ指定道路」 一般道路において通行する 車両の重さの限度は20トンまで（一般的制限値）ですが、道路管理者が道路の構造、保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めた「重さ指定道路」は、総重量の一般的制限値が車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンまでとなります。

トラック協会では、「重さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政機関に対して要望を行なっています。関係行政機関において要望区間の審査が行われ、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がなく、指定が可能と判断された場合には新たに「重さ指定道路」として指定されることとなります。

「重さ指定道路」の指定に関する要望受付について、全日本トラック協会のホームページで内容をご確認いただき、三重県トラック協会へメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

全日本トラック協会ホームページ <http://www.jta.or.jp/> (会員専用)

新着情報 2022/05/09 令和4年度「高さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

新着情報 2022/06/06 令和4年度「重さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

会員専用パスワード 6/14まで 3222 6/15から7/14まで 1407

提出書類：【要望区間票】(Word)のダウンロード作成方法等も掲載されています。

要望提出 三重県トラック協会へ【電子ファイル】をメールでお送り下さい。


件名に【高さ指定道路要望】【重さ指定道路要望】と記載してください。

◇送信先アドレス：tekisei@santokyo.or.jp

締切：【高さ指定道路要望】令和4年6月23日(木)必着

締切：【重さ指定道路要望】令和4年7月21日(木)必着

「高さ指定道路」「重さ指定道路」であるかどうかは、国土交通省の「特殊車両通行許可オンライン申請サイト」[ガイドマップ](#) から確認できます。

指定道路のみに 

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

■「高さ指定道路」は、次の①～④に該当する場合は要望できません。

- ① トンネル、高架橋等 物理的不可能区間を含む場合
- ② 「大型車進入禁止」など禁止区間を含む場合

- ③ 過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④ 生活道路等を含む場合(特に駅前、スクールゾーン、住宅街など)

■「重さ指定道路」の対象区間は、重さについて、車両総重量25トンにて特殊車両通行許可が取得可能な区間であることが必要です。

※要望事業者様において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認して下さい。

◆2022年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団

優れたエコドライブ活動を実践している事業者を表彰する「エコドライブ活動コンクール」の参加募集が行われています。

◇ 募集期間 **7/8** (金) まで

◇ 詳細と応募については
ネットでご確認下さい

「エコドライブ活動コンクール」で 検索
<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

◆ 表彰 国土交通大臣賞／優秀賞／優良賞

◆ **参加費用 無料**

参加メリットは？

社内の
意識向上・活性化
につながります

エコドライブ推進の
支援ツール
が手に入ります

自社の活動レベルを
客観的に評価
できます

参考となる他社の
優秀な取組事例
が手に入ります

審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

1. 取組体制の整備	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。
2. 教育の実施	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。
3. 燃費管理	どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。
4. 活動成果	どの程度の燃費向上を達成しているか。 燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのように行っているか。
5. 継続実績と方策	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。

◆ SDGs 三重県トラック協会の取り組み

この度、三重県トラック協会は、「三重県SDGs推進パートナー」として登録を行いました

SDGsは、「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす、2030年までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、多様性と包摂性のある社会を実現するため、世界各国、日本各地で、達成に向けた取組が広がっています。(三重県SDGs推進パートナー登録制度申請ガイドより抜粋)

三重県内における企業や団体等のSDGsに向けた取組を見える化し、県が後押しすることで、持続可能な社会の実現に向けた取組を広げていくことを目的とした制度です。

「誰一人取り残さない」「継続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を原動力に大多数のサプライチェーンを担う運送業界からの変革を目指します。

SDGsの取り組みメリット ①人材定着 ②事故防止での信頼獲得
③荷主との信頼関係構築 ④新たな取引先開拓のビジネスチャンス など

今年度、トラック協会会員事業者様向けの SDGs取り組みセミナー(仮称)を計画し、トラック業界全体での推進を図ってまいります。

広報トラック 6/1号にSDGs特集の冊子が封入されていますので、そちらもご覧ください。



◆「標準的な運賃」届出がすすんでいます

〈重要〉

運賃届出先が三重県の

届出数 / 会員数 2022/5/31現在
654 / 813 届出率 80.4%

届出率は8割へ 引き続き積極的な姿勢で、まずは届出を！

標準的な運賃を目標として設定しましょう

松阪・南勢・紀北・南紀の会員様は100%の届出となりました。

**運賃(目標)設定が多数出されることは、
荷主側に向けての強いメッセージとなります。**

「2024年問題」

国土交通省が「標準的な運賃」として示す期間はあと2年限り。
2024年3月末までの時限措置です。

期限切れと同時に、年960時間の時間外労働の上限規制が始まり、働き方改革期限を迎えます。準備・対策が必要です。

期限満了後のトラック業界支援策や対策、その後の行政からの運賃提示を強力に求めるためにも「標準的な運賃」の届出を推進していきます。

働き方改革とともに、今後も事業が継続できる運賃。コストに見合った対価が必要です。運賃届出の促進は、今後の運賃收受向上にむけての重要な取り組みです。

「労務+経営セミナー」で示された 標準的な運賃の考え方

一般社団法人クオリティ・オブ・ライフ創造支援研究所 森田司理事長より

早期届出と業界全体の届出率向上が「取引先との交渉力アップ」に繋がる

「標準的な運賃」を理解し、運賃及び適用方を作成し、自社運賃を作り、届出をしてください。
20年ぶりに国が動き、この「標準的な運賃」というものを出してくれました。
しかし現在なかなか届出が進んでいません。こんな状態ではまた次の「運賃」が示されるまでに20年かかってしまいますよ。
今日お伝えしたように毎年最低賃金は上がっていくんです。最低賃金が上がるにつれ時間外労働の割増金額も上がるんです。
その中で、標準的な運賃を全国の事業者が「国が見直してくれたから出しました」と。

「届出して自社の運賃として設定しました。それでもまだまだ荷主との、取引先との交渉が進まない。改善しないといけない余地が残っているんです」と言わないと…
みんなが寄ってたかかって行動するんです。
事業者の皆様が一斉に届出を行って国に示していかないといけません。
そうしなければまた次の「標準的な運賃」の改訂は20年先まで先送りになります。
皆様が一斉に届出をした上で行動すれば動向が取引先にも伝わります。
そして他の業界のように3年に1回ぐらいの見直しになる可能性もあります。
ですから、是非とも届出をしつかりとしましょう。

未提出の会員様、ご理解ご協力をお願いします

届出書類や提出方法など、トラック協会にご相談ください。

◆ 政策協議会の開催報告

- ・ 令和4年度第1回政策協議会（支部長会）を開催しました。

日時 令和4年5月11日（水）14:00～
出席 小林会長、9支部支部長及び専務理事

各支部長出席の下、下記を中心に協会の運営について協議を行いました。

- (1)新トラック会館 の件
- (2)通常総会の開催要領と議案

◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

- ・ 一般社団法人三重県トラック協会 理事会 及び 交付金運営委員会が開催されました。

日時 令和4年5月18日（水）14:00～ 出席：理事21名／24名中、監事2名、
オブザーバー：青年部会2名 女性部会2名

- ・ 議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

出席者に対し理事任期中の最終理事会となることを述べ、理事会の出席への謝意を表した後、通常総会における議案事項等を確認するので議案審議の協力を求める旨の発言を行った。

【 三重県トラック協会関係 】

- 第1号議案 第46回近代化融資 第2次分推薦
- 第2号議案 新トラック会館関連工事等 について
- 第3号議案 令和4年度 通常総会上程議案
- 第4号議案 令和4年度通常総会 開催要領
- 第5号議案 運転者表彰規定に基づく被表彰者
- 第6号議案 ・ 危機管理検討委員の選出
・ 「標準的な運賃」届出状況

【 陸災防三重県支部関係 】

- 第1号議案 令和3年度事業報告書・収支決算書
・ 貸借対照表・財産目録について
- 第2号議案 令和4年度事業計画・収支予算(案)
- 第3号議案 役員の改選について
- ・ 事務局から議事内容の説明を行い、
全て承認されました。

◇ 特記報告事項

- ・ 第2号議案関連 新トラック会館について

津市栄町の旧三十三銀行津中央支店を新トラック会館として取得致しました。なお、トラック協会の施設として使用するために必要な改修工事を実施します。また、建物併設の敷地内駐車場では台数に限りがあるため、250m程離れた場所で駐車場を取得する予定となりました。

新トラック会館への移転入居は今秋となる見込みです。また、移転に際しご案内パンフの作成と会員の皆様へ ささやかな記念品の贈呈を行うこととなりました。

- ・ 第3. 4. 5号議案関連 通常総会について

令和4年度通常総会は、令和4年6月28日（火）14:30～ ホテルグリーンパーク津にて行います。トラック協会・陸災防三重県支部とも 総会の議案原稿は承認され、開催案内とともに6月上旬にお送りします。総会当日は、参加記念品をご用意させていただき、懇親パーティは行いません。

- ・ 報告事項

1. 津ドライビングスクールで受診する 運転適性診断は、6月1日より料金が改定されたため、一般・初任・適齢の各診断における、トラック協会助成後の料金として1200～1600円の自己負担が必要となります。なお、6月1日現在 他の診断機関では、料金改定は行われていないため、従来どおり無料です。

2. ロボット点呼(ナブアシスト社)について、15万円の導入助成がはじまります。

(点呼支援機器等導入促進助成金として、1社1台限りのインセンティブです)

◆ 令和4年度 通常総会について



三重県トラック協会(本部)

日時 6月28日(火) 14:30~
場所 ホテルグリーンパーク津

本年度の通常総会は、会員の皆さまにご出席いただき
通常通りに開催させて頂くこととなりました。

なお、例年開催しておりました総会後の懇親会の開催はございません。

総会への出欠または委任状での議決権行使を記載して頂く
通知ハガキを6月3日(金)に総会資料と共に送付させて頂きました。

6月13日(月)までにご返信がなかった会社様には再案内させて
いただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

開催にあたり、感染対策には十分に気をつけて行いますが、ご出席いただく
会員の皆さまにおかれましても、検温・マスク着用等のご協力をお願いいたします。

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	(株)A-ONE	TEL	059-337-9335
代表者名	森下 力丞	FAX	059-337-9336
支部	北勢支部	規模	車両11両、従業員10名
所在地	〒510-0954 四日市市采女町2997-111		

会員名	ジャパンロジコム(株) 三重営業所	TEL	070-1600-0969
支部	北勢支部	規模	車両8両、従業員8名
所在地	〒510-1312 三重郡菟野町大字竹成290		

会員名	(有)根本	TEL	059-349-2255
代表者名	根本 得郎	FAX	059-349-2256
支部	北勢支部	規模	車両9両、従業員11名
所在地	〒510-0872 四日市市内堀町180番地		

会員名	西日本エア・ウォーター物流(株) 亀山ローリー営業所	TEL	0595-84-1062
代表者名	鬼頭 大介	FAX	0595-84-1063
支部	鈴鹿支部	規模	車両7両、従業員8名
所在地	〒519-0169 亀山市白木町字西大谷1700番地5		

会員名	(株)シエン지니어リング 本社営業所	TEL	059-272-4700
支部	津支部	FAX	059-272-4701
所在地	〒510-0311 津市河芸町大字三行大門166-1		

◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)

桑員支部 (有)サクラテック

(株)ソーエー

利用運送事業へ

代表者名/神農 龍一

北勢支部 (有)ピーディーライン

退会

鈴鹿支部 (株)ライフサポートカンパニー

退会

津支部 三行運送(有)

住所/514-1101 津市久居明神町1284番地3

南勢支部 (有)竹内建材

代表者名/竹内 伸行

伊賀支部 名張トラック(有)

住所/伊賀市炊村字千谷3635

* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。

三重県トラック協会 FAX 059-225-2095

